

日本出土木簡・漆紙文書を用いた『論語』『古文孝経孔氏伝』の隋唐テキストの復原

石川 泰成

- 1 はじめに
 - 1-1 問題の所在
 - 1-2 断代テキストの復原の意義
 - 1-3 日本出土木簡・漆紙文書の利用の意義
- 2 日本伝来の『論語』・『孝経』テキスト系統について
 - 2-1 『論語』について
 - 2-2 『孝経』について
- 3 日本出土木簡・漆紙文書『論語』・『古文孝経孔氏伝』校勘記並校語
 - 3-1 『論語』校勘資料並校勘記
 - 3-2 『古文孝経孔氏伝』校勘資料並校勘記
- 4 おわりに

1 はじめに

1-1 問題の所在

本考では、従来、中国思想史研究者にはほとんど利用されてこなかった奈良時代の木簡や漆紙文書を利用し、儒教経典『論語』、『孝経孔氏伝』のテキストの校勘を行う。そして漢代から隋唐時代にかけてのテキストの変容を探ることための基礎を与えることを目的とする研究である。

現行の経書テキストが、宋代以降の刊本の時代に形成されたテキストであり、その刊本の異本・異文については、阮元の『十三経注疏』と『十三経校勘記』によりテキストが整理され、現在の研究者も底本として使用されている。阮元に代表される清朝考証学の成果は、刊本を中心にしたテキストを利用して出された成果で、それにテキ

ストの国家的基準の認定と永続性を願った石碑（経書を刻した場合、石経と称する）に刻したのものや、青銅器に銘文を鑄してある金石類を併用し成果を挙げた。

この間の事情を別の角度から表現すると、先秦から隋唐時代にかけて經典の整理が行われたが、整理に従事した学者たちが『論語』なら『論語』の孔子、その門人たちの時代のテキストの姿、原『論語』復原への希求があった。経学としてはこの根源的なものに遡及しようとする欲求は正当なものである。そのため、いかに古代の聖人の真意に迫るかという情熱は、書誌学、校勘学を発達させ、經典テキストの誤った文字を正しつつ、その時代の可読性の文字、字体へ書き換えるという時間軸的には背反する方向性の作業が蓄積され、宋代以降清朝末期までの経学は、累代後世の整理を積み重ねられた改変テキストを通じて思想研究を行ってきたわけである。したがって、テキストの原貌への希求は一面、テキストの変容をもたらした歴史とも言える。仮借関係の文字同定や、書体の変更（大篆・小篆・隸書・楷書）に伴う文字の同定、諸書の引経資料を用いた校勘等で経文の文字の異同や読み替えされた結果が現在の定本といえよう。

ところが近年、中国で相次いで出土される大量の簡帛類は、先秦から漢代の儒教を始めとする諸学のテキストや行政文書の漢代の有り様を直接私たちの目に触れることを可能とした。現在、中国の学者を中心に出土文献の整理と解説が進められ、儒教の分野でも多くの出土文献により新資料の提供や従来の定説の再検討が始まっている。

1-2 断代テキストの復原の意義

近年の木竹簡、帛書類の出土は、経学のテキスト研究に各時代の同時代テキストの存在も措定しうることとなった。このことは、断代的に各時代のテキストが措定できれば、その同時代の注釈家による解釈の変容を同時代テキストに基づきながらたどる方法的厳密性を得るといふ解釈学の基底を提供することも可能になる。

『論語』について見ておくと、漢代の『論語』テキストを復元するには、定州八角廊漢墓竹簡『論語』、平壤貞柏洞364号墳出土竹簡『論語』等など漢代テキストが出土し、漢代『論語』テキストの姿がどのようなものであったか部分的に窺い知ることができるようになった。漢代の書写体テキストを直接過眼することができたおかげで、従来の『論語』解釈、孔子イメージを変えるような解釈も現れた。たとえば、胡平生氏が平壤貞柏洞364号墳出土竹簡『論語』の先進篇「子路曾皙冉有公西華侍坐章」の「訊」が「諄」と通用し、「讓」と訓じ、「罵」の義（『玉篇』）となることを考証して、従来、「孔子が子路に微笑んだ」と温和な孔子イメージでとらえられていたが、「かなりつよく叱った」意味とし、喜怒哀楽の感情が豊かな孔子をイメージさせる箇所であ

ると言うのがその好箇の例である⁽¹⁾。

ついで漢以降の『論語』出土状況はどうであろうか。トルファン高昌郡文書に前秦建元二十年（384）ごろの『論語』公冶長篇残簡、永康十二年（477）ごろの『論語』堯曰篇残紙が発見されたりしている⁽²⁾。敦煌文献からは唐代の『論語』、『論語鄭氏注』テキストが発見され、残巻などが綴合されて金谷治編著『唐抄本 鄭氏注論語集成』、張湧泉主編『敦煌経部文献合集』などに唐代『論語』テキストの姿が復原されている。

また唐代テキスト復原に資する足利本に代表される日本に伝わる旧抄本『論語集解』が存在している。日本の旧抄本を利用した異文考釈を集成したものに陳隣政『論語異文集釈⁽⁴⁾』がその代表的成果であろう。

唐代テキストの『論語鄭玄注』出土は漢代テキスト及び漢代の解釈を見るうえで大きな寄与を与えた。唐抄本の鄭玄注の発見は、漢代のテキストと漢代の注釈に拠る『論語』の読みと唐代の『論語』テキストの差異が解釈にまで及ぶことを現代の我々に示してくれた。その实例を金谷氏の解説⁽³⁾から例を挙げれば、『論語』公冶長篇22の「子、陳に在りて曰く、帰らんか、帰らんか、我が党の小子。狂簡にして、斐然として章を成す…」の「我が党の小子」のところで鄭玄が断句することは『經典釈文』により知られていたが、その意味については、唐抄本の発見で初めて明らかになったのである。これなどは出土や発見されたテキストや注釈が漢代末三国時代の『論語』の読みを示し、六朝の何晏『論語集解』へテキストや解釈が変容する姿がはっきりすることとなった好例である。

1—3 日本出土木簡・漆紙文書の利用の意義

ここでは、日本出土木簡・漆紙文書を用いる意義を『論語』と『古文孝経孔氏伝』について述べてみよう。

儒教経典類の出土は、中国のみならず日本や韓国などでも近年、削衣（削り屑）を含む三十近い木簡『論語』が出土している。更に漆を保存するための容器の蓋紙として使用され廃棄されたが、漆によって紙が腐食されずに出土した、いわゆる漆紙文書といわれる文書群に、『論語集解』、『古文孝経孔氏伝』の中国儒教経典の残紙も出土している。これら木簡類が出土したことで、日本史の研究者は、都での官人の習書の実態、地方の郡衙、郡司レベルへの律令体制の浸透、東北地区の多賀城、胆沢城という朝廷の地方出先機関の律令体制の整備の浸透がうかがい知る史料として注目されている。

これら日本の出土物は、中国では隋・唐時代にあたり、中国学においても、出土木簡・漆紙文書を材料に、宋本以前つまり刊本のテキストの時代以前のテキストの姿を

留めている可能性があり、隋唐代のテキストを復原に利用できるものである。

同時に韓国の出土木簡『論語』が日本との同時代性（7世紀後半～8世紀前半）と同じ資料性を持つとされる。そこで本論考では、日本の出土木簡・漆紙文書に併せて韓国で出土した木簡『論語』も校勘に用いることも考えたが、今回は見送り、いずれ稿を改めて論じてみたい⁽⁵⁾。

2 日本伝来の『論語』・『孝経』テキストの系統について

2-1 『論語』について

『論語』の日本伝来については、『古事記』応仁天皇、百済の王仁により『論語』と『千字文』が伝えられたとする記事が有名で、およそ五世紀ごろの記事である。この記事は、中国古典が百済から伝来したという当時の知識人、官人の意識を反映した7、8世紀ごろの認識を示すものとの見解もあり、そのまま史実とするわけにはいかないが、その時代をそう下らない時期に日本に伝えられたものであろう。その後律令体制が整備され、中央、地方を問わず7世紀、8世紀前半の遺跡から出土木簡『論語』が浸透し、行政文書の帳簿として用いられ、帳簿として用済みになったのちに『論語』の習書として大いに書写されたものであると推定されている⁽⁶⁾。したがって今回、『論語』テキストの校勘に使用する場合もテキストとして書写された書冊体のものに比すると資料性は低くなることは否めない。このほか地方出土の木簡『論語』は『論語』冒頭部分、学而篇の出土が多いのも特徴で、三上喜孝氏は7世紀後半、孝徳天皇の時期、国宰が中央から地方へ派遣され常駐する体制が始まり、こうした地方制度の改革が『論語』の地方社会への浸透の契機となったことが原因と考えられている⁽⁷⁾。木簡『論語』としては最多の字数を確認できる徳島県観音寺遺跡出土（7世紀後半を上限）の觚状（四面体の角材）のものについても、用途がテキストというよりも呪術的要素が多田香織氏により指摘されており⁽⁸⁾、同様に觚に記載された『論語』を出土した韓国金海鳳凰洞出土『論語』木簡のものが座右に置き、書写や暗記学習用に用いられたものとは用途が違うようである。

日本に伝来した『論語』テキストは、後章でものべるが、「論語 何晏集解」と記された木簡が複数見られることから、何晏『論語集解』十巻のものであろうと推定されている。その伝来のルートは、百済―日本への伝播ルート、倭の五王の交流ルートの伝播ルートが考えられるが、いずれにしろ当時の日本には、南朝系の学問が流入したと考えられている。

2-2 『孝経』について

続いて『孝経』の日本伝来について見てみよう。『孝経』テキストは中国においてもその系統が複雑な経緯が存在する。ここでは胆沢城跡出土漆紙文書、多賀城跡出土漆紙文書（正確には、多賀城前遺跡、山王遺跡と称すべきであろうが、本論考においては、多賀城跡出土と略称する）のいずれもが『古文孝経孔氏伝』であることから、『古文孝経』と孔安国の注とされる『古文孝経孔氏伝』のテキストの系統について略述することとする。

秦の焚書坑儒の際に『孝経』が滅び、漢代に入り顔芝が秘蔵していた『孝経』が世に出て再度から世に流布したとされる。その顔芝が伝えた『孝経』テキストは、陸徳明『經典積文』序録が伝えるところによれば、

河間人顔芝為秦禁、藏之。漢氏尊学、芝之子貞出之、是為今文。長孫氏・博士江翁・少府后倉・諫大夫翼奉・安昌侯張禹伝之、各自名家。凡十八章⁽⁹⁾。

と、顔芝の所蔵した『孝経』は今文とされ、書体は小篆か隸書の書体であろうか、章数からみると現在の今文系『孝経』テキストに繋がるものであろう。

一方、『孝経』には、いわゆる「古文」で書かれたテキストがあるとされる。それは孔子旧宅の壁中から発見されたとする『古文孝経』であり、このテキストに孔子の後裔、孔安国が注釈を付けたとされる『古文孝経孔氏伝』がある。果たしてこの話が史実に属するものかどうか後世疑われ、『漢書』芸文誌に経籍志に書名を連ねていないため、孔安国の注も偽作ではないかと疑われた。

さらにこの『古文孝経孔氏伝』は、『隋書』経籍志に載せる所によれば、

梁代、安国及鄭氏二家、並立国学、而安国之本、亡於梁乱。陳及周齊、唯伝鄭氏。至隋、秘書監王邵於京師訪得孔伝、送河間劉炫。炫因序其喪、述其講疏、講於人間、漸聞朝廷、後遂著令、与鄭氏並立。儒者誼誼、皆云炫自作之、非孔旧本、而秘府又先無其書⁽¹⁰⁾。

と梁代に亡失してしまい、劉炫が王邵から送られたテキストに基づく再編集本ともいうべきものであった。劉炫が他の古典での捏造疑惑という前歴があるため、この『古文孝経孔氏伝』も劉炫の手に因って偽作されたものとの声があがった。

唐の玄宗の時、千年来の今文古文の優劣、鄭玄注と孔安国注の優劣に争いに決着を付けるべく『御注孝経』が作成された。このため以降この御注が盛行すると『鄭玄注孝経』は亡び、『古文孝経孔氏伝』も、中国国内では三度目の亡失となった。

こうした『古文孝経』、『古文孝経孔氏伝』のテキストの歴史的経緯に、日本から出土した漆紙文書『古文孝経孔氏伝』の書写年代を措くとどのようなことが見えてくるだろうか。二文書の書写の時代は、岩手県胆沢城跡出土漆紙文書『古文孝経孔氏伝』

が、AD.750~800年、多賀城跡漆紙文書『古文孝経孔氏伝』がAD860年を下限とすると推定されている。胆沢城跡のものは唐の玄宗期にあたり、多賀城のものは唐の宣宗・僖宗期にあたる。とすると胆沢城跡のものは、中国でまだ『古文孝経孔氏伝』が湮滅する以前のものである。多賀城跡のものは中国では『御注孝経』が次第に行われる時代のものである。従って、少なくとも中国で湮滅した後、日本で偽作されたとする説はまずは成り立たないことを確認しておきたい。特に朝廷の地方出先機関である胆沢城・多賀城という国家機関で出土していることから、中国から伝来した『古文孝経孔氏伝』を『養老令』（722頃か）の学令に「凡経、周易、尚書、周禮、儀禮、禮記、毛詩、春秋左氏傳、各爲一經。孝経、論語、學者兼修之。」とあり、大小の経を定め一經を学習させ、そのほか『孝経』『論語』を兼修させたことからすると、官衙にこれらテキストを備えてものであろうし、公的機関の行事、積奠などの行事⁽¹¹⁾で用いられたことも予想されるだけに、当時、国家的に正統とされるテキストであったと考えてよい。テキストの系統からいえば、劉炫の過眼したテキストもしくは再編集したテキスト系統に年代的には比定することができ、中国で伝えられる『古文孝経』のテキスト系統（大曆本、石函素絹本、秘府本と称される系統）とは別のものである。

さて日本に『孝経』が伝来したのはいつごろであろうか。『論語』のように王仁が献上したという伝承、記録はないが、推古12年（604）年の「十七条憲法」にすでに『孝経』を引いているので、伝来はそれ以前と見てよいであろう。『孝経』には今文テキスト、古文テキスト、注釈には今文テキストには鄭玄の注が、古文には孔安国の注が学ぶよう律令で指定されていた。日本では古文系テキストと孔安国の注釈が流行したようで、「美努岡万墓誌」の文章には『古文孝経孔氏伝』を下敷きにした文章が使用されており、美努岡万墓誌が神亀五年（728）ごろのものとしてされていることから、当時の官人たちへの『古文孝経孔氏伝』の浸透ぶりが見て取れる⁽¹²⁾。

以上のことから隋代の『孝経』テキストが同時代日本に伝わっていたことになる。ではこの隋時代に伝来したテキストが伝写を繰り返されて、胆沢城跡、多賀城跡の出土『古文孝経孔氏伝』に直接繋がるとするには、その間100年ほどの時間があり、やはりその間漸次中国からテキストが伝えられていただろうが、『古文孝経孔氏伝』の現在最も古い抄本とされる猿投本が平安末鎌倉期のものであるだけに、出土文書に比べるとさらに五百年という時間を経たテキストでは、その間に何度も唐代写本や日本の学者（清原家など）の競合、校訂を経たと考えられるだけに、胆沢城跡・多賀城跡出土のものは、隋代テキスト・唐初テキストの姿を窺うには資料性が断然高いものである。

とすれば、胆沢城跡、多賀城跡の出土『古文孝経孔氏伝』を対象に次のような考察

が可能となる。

- (1) 日本出土漆紙文書『古文孝経孔氏伝』が隋唐テキストの特徴を備えているかを考察する。
- (2) 後世の鈔本『古文孝経孔氏伝』との比較から後世の鈔本が強い伝承性を有しているか考察する。もし強い伝承性が認められれば、日本の早期抄本『古文孝経孔氏伝』が、隋唐時代の『古文孝経孔氏伝』テキストの復原に資料として利用可能となる。

こうした考証の階梯を経ることで、日本鈔本『古文孝経孔氏伝』が中国に伝わった後の強烈的拒否反応とその評価を一度、客観的に時代比定することができると思われる。今ここで、中国の学者の当時反応を、『四庫全書総目提要』で見れば、

浅陋冗漫、不類漢儒积経之体、并不類唐宋元以前人語⁽¹³⁾。

と偽作と断じ、それ以後も、考証学者阮元なども、

近日日本国又撰一本流入中国、此偽中之偽尤不可抛者⁽¹⁴⁾。

とのべるなど、日本での偽作、中国偽作の日本伝存、いずれにしる偽造説の烙印が押され、資料的には低い評価が現代においてもなおも続いている⁽¹⁵⁾。しかし今日でも偽作説を採る人々が実見したのは、せいぜい景印四庫全書本、知不足齋叢書、佚存叢書本であるらしく、日本の旧抄本『古文孝経孔氏伝』の知見に富まぬまま資料的価値を判断している。そもそも『四庫全書総目提要』に陳べるように明代以降の偽作であることは、日本の旧抄本猿投本が建久六年（1195）、三千院本が建治三年（1277）の奥書を持つことから、現在では到底成り立たない説である。現代の中国の学者が、いまだに清朝考証学者の言葉を引用して偽作説の主要根拠にしているのは、日本の旧抄本『古文孝経孔氏伝』の紹介が不足している結果であろうか、残念である。

しかしそうした中であって、胡平生氏は来日の際に、足利本などの日本旧抄本を実見して、その歴史的価値を正確に認識して日本偽造説を否定した⁽¹⁶⁾。また胡平生氏は、林秀一氏の『孝経述議』復原テキストと林氏の所説に学術上の価値を認め、日本鈔本の『古文孝経孔氏伝』が、隋唐テキストの遺留したものであると考えている。今回、本論考で林氏や胡氏が利用したテキストよりも500年ほど溯る7世紀から8世紀ごろに書かれた胆沢城跡・多賀城前跡出土『古文孝経孔氏伝』を利用して、中国からの伝来祖本の時代的特徴について論じることで、胡平生氏の所説を補強する根拠を与えることができると考えている⁽¹⁷⁾。

3 日本出土木簡・漆紙文書『論語』・『古文孝經孔氏伝』校勘記並校語

3—1 『論語』校勘資料並校勘記

イ 底本

中華書局『景刊唐開成石經 附賈刻孟子敵氏校文』（第四冊、一九九七年）を使用した。『唐開成石經』所収『論語』は碑の闕字部分を白抜きにしている。『唐開成石經』を底本としたのは、漢以来の石經のうち最も残存状況がよく、日本の出土木簡・漆紙文書『論語』とも時代が近いことから、本論考が刊本以前の抄本写本の時代のテキストを復元するという意図から、唐石經を用いた。

ロ 日本出土漆紙文書・木簡『論語』

〈漆紙文書〉

- 1 平城京跡右京八条一坊十四坪出土漆紙文書『論語集解』（『うずもれた古文書——みやこの漆紙文書の世界』8頁、飛鳥資料館、平成18年）

〈木簡〉

橋本繁氏「古代朝鮮における『論語』受容再論」（朝鮮文化研究所編『韓国の出土木簡の世界』〔雄山閣、平成十九年、285頁〕所収「日本における『論語』木簡出土一覧」）に拠った。

No. 遺跡名・発掘次数・遺構番号・木簡番号（参考文献）

- 1 飛鳥京・104（明日香風17）
- 2 飛鳥池遺跡・84・SD01（飛15）
- 3 飛鳥池遺跡・84・SK10（飛13）
- 4 飛鳥池遺跡・84・SD05（飛13・木研21）
- 5 石神遺跡・122・SK4066（飛17）
- 6 石神遺跡・129・SD4090（飛18）
- 7 藤原宮・公治長木簡（藤原宮出土木簡情報）
- 8 藤原宮・24・SD170・662（藤2）
- 9 藤原京・115・SG501（飛16）
- 10 平城京・22S・SD3236・2593（平2）
- 11 平城京・32・SA4120A・4688（平4）
- 12 平城京・133・SD1250（木研4）
- 13 平城京長屋王宮・193E・SD4750・1105（平城京木簡1）
- 14 平城京二条大路・200・SD5100（城33）
- 15 平城京二条大路・204・SD5300（城30）

- 16 平城京・198・SD5300 (城30)
- 17 平城京・204・SD5300 (城29)
- 18 平城宮・198・SD5300 (城29)
- 19 平城京・281・SD7090A (城34・木研20)
- 20 平城京・281・SD7091A (城34・木研21)
- 21 東大寺・3 (木研16)
- 22 阪原阪戸遺跡・学而木簡 (木研16)
- 23 袴狭遺跡・8・第五遺構・2 (木研22)
- 24 袴狭遺跡・9・SD303・22 (木研22)
- 25 芝遺跡・学而木簡 (木研23)
- 26 観音寺遺跡・77 (『観音寺遺跡 I』)
- 27 勸学院遺跡 (木研8)
- 28 城山遺跡・14 (木研2)
- 29 屋代遺跡群・SD7036・35 (木研22)
- 30 屋代遺跡群・SD8084・45 (木研22)

* (参考文献) の「木研」は『木簡研究』、「城」は『平城宮発掘調査出土木簡概報』、「飛」は『飛鳥宮発掘調査概報』、「平」は『平城宮木簡』、「藤」は「藤原宮木簡」の略。

ハ 韓国・朝鮮民主主義人民共和国

- 1 金海鳳凰洞出土『論語』木簡 (觚状) (『韓国の出土木簡の世界』・『韓国の古代木簡』144頁—149頁)
- 2 仁川桂陽山城出土『論語』木簡 (鮮文大校考古研究所「仁川桂陽山城東門址内集水井出土木簡保存処理結果報告」<http://www.cha.go.kr/>ならびに『韓国の出土木簡の世界』橋本繁氏論文)
- 3 平壤貞柏洞364号墳出土竹簡『論語』
(李成市・尹龍九・金慶浩「平壤貞柏洞364号墳出土竹簡『論語』について」『中国出土資料研究』中国出土学会、2010)

二 中国

- 1 『定州簡墓竹簡論語』(文物出版社、1997年)
- 2 『唐抄本鄭氏注論語集成』(金谷治編、平凡社、昭和53年)
- 3 『論語注疏校勘記』(阮元撰盧宣洵録、『十三經注疏』所収、中文出版社)

4 『論語異文集釈』（陳瞬政、中華民國五十七年）

論語序⁽¹⁾

論語〔学而〕第一⁽²⁾

何晏集解

1 子曰学而時習之不亦説乎 有朋自遠方来不亦楽乎 人不知而慍 不亦君子乎

[校勘]

〔1〕 論語序

平城京133S D1250作「論語序論」習書時重写「論」字或章題頭一字之殘闕。

〔2〕 第

東大寺3作「論語序一□ 第」、

石神遺跡SK4066「論語学」

袴狭遺跡9SD303作「論語序何晏集解」

平城京198SD5033作「〔 〕何晏集解 子曰□」

藤原京115SG115「而時習」

平城京281SD7090A作「子曰学而時習之□」

石神129SD4090「乎 有朋自遠方来 大大大□□□ [大力]」

観音寺遺跡77作「子曰学而時習不孤□乎□自朋遠方来亦時樂乎人不知亦慍」

芝遺跡「悦乎 有朋自」

屋代遺跡群 SD8084 45「亦樂乎人不知而不□」

平城京跡右京八条一坊14坪出土『論語集解』の復原図（次頁参照）

[考釈]

前章で考察したように、日本での木簡『論語』が習書を主たる目的とされたためか、表題の「何晏集解」はあるが、注に当る文字は書写されていないようである。手本もそのような体裁だったか、抄写によって省略したものか不明だが、天文版『論語』のように『論語』本文のみ収める単経本でも開巻冒頭は「何晏集解」とし、テキストの根拠を表す習慣があった。敦煌文献でもペリオ2548『論語』も単経本だが、

「論語卷六

先進第十一

何晏集解」

とする（張湧泉主編『敦煌經部文献合集』第四冊、1459頁、中華書局）。

その点、漆紙文書『論語集解』『古文孝經孔氏伝』のように紙に書かれたものはテキストとしての体裁を持っていたことが推測され、木簡とは対照的である。

子曰学而時習之不亦悦乎

馬曰子者男子之通称謂

孔子也王曰時者学者以時誦習之

誦習以時学無廢葦所以為悦懌

不亦楽乎

包曰同人曰朋

人不知而不愠不亦

君子乎

愠怒也凡人有所不知君不怒也

『論語集解』平城京跡右京八条一坊十四坪出土〈平城京跡第39～42号〉大和郡山市教育委員会が復原した図にもとづき作成。文中ゴシックの部分が残存して確認できる文字

さて開巻の劈頭一行は、「論語序 何晏集解」とあったあと、続いて『論語』本文、「子曰～」となっていたものであろう。中国では『論語』は大経に分類され、木簡の法量（制簡）は、七寸（17・五センチ）とされていた。日本では経書の経文を写す際、木簡の法量はマチマチであり、経典テキストを書写する法量の規定はなかった。この点では定州『論語』、貞柏洞『論語』が漢の七寸の制簡で出土しているのと対照的である。観音寺遺跡出土の学而篇学而章が「觚」に記されて出土しているが、『論語』の経文を「觚」に書写する例は韓国で出土した例もあり、その書写者の目的

について、尹在碩氏は「韓国・中国・日本出土の論語木簡の比較研究」（『東洋史学研究』114、東洋史学会、2011・3、韓国）で、韓国の鳳凰洞と桂陽山城で発掘されたものは専門的な制作者が作った学習用、読書用であり、日本の習書用のものとは用法が異なるという。

10 夫子之求之[也]其諸異乎人之求与

[校勘]

阪原阪戸遺跡「□□夫子之求之与其諸異乎」

[考釈]

足利本・正平本・正和本は「求」の下の「之」はない。天文版は有り。

日本に伝来していた論語テキストも奈良時代から各種系統があったことが想像される。

〈為政第二〉

子曰学而不思則罔、思而不学則殆。

[校勘]

屋代遺跡群SD7036・35「子曰学是不思」

藤原京24次SD170・662「子曰学而不 □水明□」

定州『論語』「[]学則殆」

[考釈]

屋代遺跡出土の木簡は、書冊の様態であつたらしく、単に習書の木簡でなかったという指摘がある。しかしそれがそのままテキストとしての木簡書冊ではなく、とくに地方出土木簡には、漢字文献の習書に文字のシンボリックな使用、権威的、呪術的な効用を認める解釈もある（三上義孝『日本古代の文字と地方社会』「第二章 習書木簡からみた文字文化受容の問題」吉川弘文館、36頁—70頁）。

藤原京24次SD170・662木簡の「学」字の字体は特徴的で、徳島観音寺遺跡同様の異体字である。



藤原宮木簡
PL.22 SD170
木簡No.662



観音寺遺跡
木簡No.77



北魏 張寧墓誌



唐 李訥妃墓誌



後唐 吳君妻曹墓誌



唐 王冷然墓誌

敦博022《首楞嚴三昧經》卷上

上の図版を見ると分かるように藤原京のものは北魏ごろから使用され、唐代に盛んに使用された異体字である。観音寺遺跡のものは、一見、隸書風に見えるが、隸書で「𠄎」を「𠄎」に略することはない。したがって、楷書でかつ藤原宮木簡NO.662の字体の「学」字が広く用いられていて、観音寺遺跡のものを基に隸書風にしたものであろう。

〈八佾第三〉

1 孔子謂季氏八佾舞於庭

[校勘]

平城京281SD7081A 「孔子謂季氏八〇〇」

定州『論語』闕失

敦煌本は「佾」字を古体にするテキストもある。

〈公冶長第五〉

1 子謂公冶長可妻也雖在……（以下略）

[校勘]

袴狭遺跡八次第五遺構21 「子謂公冶長可妻 右為〇符搜求〇」

10 宰与昼寝子曰朽木不可雕也糞土之牆不可朽也

[校勘]

藤原宮「糞土墻壘糞墻賦」

定州論語「[] 雕也、糞土之墻不可 [] ……与何誅？」

19 之一邦則又曰猶吾大夫崔子也 遠之 何如 子曰（以下略）

平城京204次SD5300「又曰猶吾大夫崔子世口有有有有有」

定州『論語』「曰猶吾大夫口子也違之何如子曰口矣曰九九」

21 子曰武子 有道則知 邦無道則愚 其知可及也 其愚不可及也

22 子在陳曰 歸与歸与 吾党之小子 狂簡 斐然成章 不知所以裁之

[校勘]

平城京204次SD5300「又曰猶吾大夫崔子世口有有有有有 人道財財財長長長長可不可不及文章章歸歸不章歸道章歸長路章章章歸歸歸所口有道 ・歸歸口事事 大大大天天天大天…有」

定州『論語』「子在陳曰歸於歸於吾黨之小子狂間[斐然]成章不智—〇—」

〈堯曰第二十〉

1 敢昭告于皇皇后帝

2 子曰尊五美屏四德…子張曰何謂五美

[校勘]

平城京193次SD5300「口口五美 道皇五五 道道皇五」

定州『論語』「子曰[尊五美屏]六〇三四惡可以從正矣子張曰何謂五美子曰君子六〇四」

不費勞而不怨欲而不貪泰而不驕威而不猛六〇五[曰何謂惠]而不費

[考釈]

「道皇五美」は、「遵尊五美」の書写者の誤写あるいは木簡の判読時、現行『論語』に基づいたための異文発生ではないか。『論語』堯曰の「尊五美」は竹添井井『論語会箋』で指摘するように、漢碑に論語を引用し「遵五美」にしているテキストも有った。この木簡の書写者がこの「遵五美」を練習して「遵五美」とし繰り返し書写したとするのが最も自然であるが、今、一つの推測の説として提出し後考を俟つ。

また「道（皇）五美」で「何をか五美とい道ふ」と「謂」を「道」に作っていた可能性もあるが、「皇」字が衍字であること、正平版『論語』等日本の論語に「道」に作るテキストはなく、定州『論語』も「胃」字につくり、「道」とはしない。

多田香織氏は、『論語義疏』の文章しながら適字して習書した結果だという（注（8）所掲論文202頁）。

3—2 『古文孝経孔氏伝』校勘資料並校勘記

イ 底本

太宰純校訂本『古文孝経』（叢書集成初編第728冊、中華書局、1991年）

ロ 日本出土木簡・漆紙文書『古文孝経孔氏伝』及び日本旧抄本

- 1 胆沢城跡出土漆紙文書第26号『古文孝経』断簡（『胆沢城一昭和58年度発掘調査概報』、岩手県水沢市教育委員会、1984年） 図1、図2 参照
- 2 多賀城遺跡出土漆紙文書『古文孝経』残簡（宮城県文化財調査報告170集『山王遺跡Ⅲ 仙塩道路建設関係遺跡調査発掘報告書 多賀前地区遺物編』（宮城県教育委員会、平成8年）および 宮城県文化財調査報告171集『山王遺跡Ⅳ 仙塩道路建設関係遺跡調査発掘報告書 多賀前地区遺物編』（宮城県教育委員会、平成8年） 図3、図4 参照
- 3 猿投神社本『古文孝経孔氏伝』（建久6年（1195）奥書、マイクロフィルム）
- 4 三千院本『古文孝経孔氏伝』（建治3年（1277）、昭和5年影印）
- 5 弘安本『古文孝経孔氏伝』（弘安2年（1279）奥書、文政6年（1823）覆刻本影印、『孝経五種』所収）

※なお、天理大学附属天理図書館はじめ奈良時代のものとされる『古文孝経』断簡四葉が伝わるが、現在は、法量や書様の点から疑義が出され、今回の校勘資料に含めなかった。詳しくは注（11）所掲平川氏著書（255頁－257頁）参照。

孝経孔氏伝』を用いた。文中ゴチック体で示したものである。

- 2 底本は残紙であるため、前後の文章は猿投本『古文孝経孔氏伝』を用いた。
- 3 校勘には三千院本（仁治本）、弘安本、足利本、太宰純校訂本を用いた。

(土章第五)

夜寐進徳修業以無⁽¹⁾忝辱其父母也。能揚名顯父母保位守祭祀非以孝弟莫由⁽²⁾至焉也

〔校勘〕

- 〔1〕胆沢城遺跡第二十六号文書、平川南氏によれば、わずかに「忝」「位」「祀非」字のみが確認できるという。
- 〔2〕猿投本「焉」字を脱す。三千院本、足利本、弘安本、太宰本は「至」の下に「焉」字有り。

(庶人章六)

子曰因天之時就地之利

天時⁽¹⁾謂春生夏長秋收冬藏也地利⁽²⁾謂原濕水陸各有所宜也庶人之業稼穡⁽³⁾為務⁽⁴⁾審因四時就⁽⁵⁾物地宜除田擊○深○疾○時雨既至播殖⁽⁶⁾百穀挾其槍刈脩其壟畝⁽⁷⁾脫衣就功曝其髮膚旦暮從事⁽⁸⁾露髮塗足少而習焉其心休焉是故其父兄之教不肅而成其子弟之學不勞而能⁽⁸⁾（也）

〔校勘〕

〔1〕「穡」

胆沢城遺跡第二十六号文書、省画にするのは、猿投本、三千院本、弘安本同じ。足利本は正体の「穡」字を用いる。胆沢城と同じ字形は、『漢隸字源』所収の後漢の「三公山碑」（114年）に近似形が見え、『龍龕手鑑』にも俗字として収められている。

〔2〕「務」

猿投本は「矛」の「マ」を「コ」に作る。三千院本、弘安本はさらに不要の点画を増画した字形に作る。三千院本等の字形は、漢・張遷碑陽（186年）など漢代の篆書碑にある字形を元に生じた異体字であろう。

〔3〕「物」

四時就物地宜……三千院本同じ。太宰本「於」字に改める。

胆沢城跡、三千院本はじめ抄本諸本みな「物」字に作る。林秀一氏が「太宰純の孝経

孔伝の校刊とその影響」(『孝経学論集』所収、287頁)で説くように、胆沢城跡出土漆紙『古文孝経』、猿投本、三千院本のごとく、「物」字のまま解釈するほうがよい。今までは太宰純の厳格な考証態度故に江戸期以来太宰純校訂本(叢書集成本)をほぼ無批判に使用してきたが、漆紙文書『古文孝経孔氏伝』の出土は、日本旧抄本の伝写の強い継承性を証明したので、今後は太宰純の校訂の適否を日本旧抄本との校勘等を通じて全面的再検討を要請する性質をもつものである。

胆沢城遺跡第二十六号文書の「就」字は「京」の「口」を「日」に作る俗字であることから、当時、この章の経本文もこの俗字で書写されていたと推測される。

〔4〕「穀」

胆沢城跡本は平川南氏は「穀」を三千院本と同じく「穀」字に作ると云う。しかし三千院本も猿投本と同様「木」を米に作る。論者には胆沢城跡本は猿投本と同じく「米」のように見えるが、写真が不鮮明のため断言はできない。もし三千院本と同じ字形で有れば、字形の淵源は漢碑白石神君碑(183)や張遷碑(186)などの隸書体をもとに楷書化したさい生じたものか。北魏・于景墓誌(526)も近く、北魏の高貞碑(523年)に同じ用例が見られる。高貞碑は清朝乾隆年間(1790年代)の出土で有るため、却って胆沢城跡はじめ日本旧抄本に使用される異体字が、伝世碑誌の影響を受けず、隋唐の字形を留めている例証となる。漢字字体規範データベースによれば、610年の書写とされる賢劫経卷二(正倉院本・『聖語蔵経卷』による)や敦煌文献『妙法蓮華経』卷二(S2419、大英図書館)にもこの字形の用例が有り、これは隋の大業四(608)の書写である。これらいずれも隋代の中国写経であり、漆紙文書の祖本は、北魏の書体を備えた隋の写本であるといえないか。なおこの字形が日本で一般的に流行していた例は、漢字字体規範データベースによれば確認できず、日本での伝写者の日頃の書き癖が出たと見るのも難しい。



胆沢城出土断簡

三千院本

弘安本

猿投本

右は平川氏が叢書集成本を基に同定したもの

図5 「穀」字使用例

〔5〕「龔」

「龔」の「土」部分について、猿投本は「去」とし、三千院本、弘安本は胆沢城遺

跡本と同じ。猿投本は他の漢字でも「土」「土」部分をこの形に作ることが多い。

〔6〕「露」

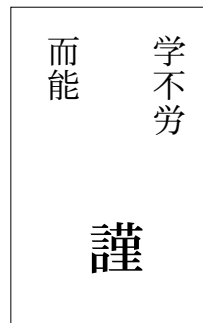
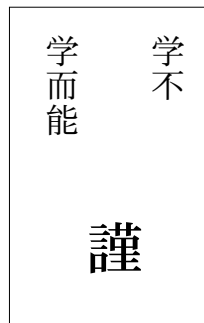
猿投本、三千院本、弘安本同じ。叢書集成本「露」に作る。

〔7〕「塗」

胆沢城遺跡本、三千院本、「塗」に、弘安本は「土」を「土」に作る。

〔8〕「也」

胆沢城遺跡第二十六号文書は「也」字無し。猿投本、三千院本、弘安本、足利本「也」字有り。胆沢城遺跡のみ「也」字を脱するが、写真版の該当箇所をみると、「而能」字の位置が低く、むしろ抄本などの割注の写法からすれば、均等割り付けを原則とし、右行の文字が少ないのは例外である。よってここは、左図のように変更するのが良いと思われる。



〔9〕^{〔10〕} 謹身節用以養父母此庶人之孝也

謹身者不敢犯非也節用者約而不奢也^{〔11〕}不為非則無患不為奢則用足身無患悔而財用給足^{〔12〕}
以恭事其親此庶人之所以為孝也

〔9〕「謹」

「謹」の艸を「ソ一」に作るのは確認できるが、下が「董」か「口+土」は明瞭ではない。猿投本、三千院本は「口+土」に作る。「口+土」形は、隸書体では、唐の王冷然墓誌(724)に見られ、楷書体では、北魏・耿壽姫墓誌(518)、隋・王光墓誌(614)にも例がある。日本旧抄本が北魏～隋唐の字形を有していた例。

[10] 「養」

この「養」の書様は、猿投本同じ。胆沢城遺跡出土の漆紙文書の『古文孝経孔氏伝』はこの章の一部を存し、三千院本と同じ字形。食が「白十一」もしくは三点になるのは、漢の曹全碑などの隸書から生じたものか。日本の用例では、図書寮日本書紀（1124ごろ）、金剛大教王経卷第二（高山寺本、12世紀初）に用例が見られる。このことから、胆沢城出土漆紙文書の字形は、中国淵源を感じさせ、敦煌文献では、『誠實論』卷八にその近似形が見られ、その書写が514年である。よって胆沢城出土漆紙文書のここでの用例は、天平の写経所の字形を備え、隋代の特徴を備えていたものと見てよいのではないかと思われる。しかしこの「養」字の字形を以て隋の祖本の転写を留めるとするのは即断であり、むしろ日本での字形が現れた例として考える可能性も留保しておいてよいであろう。

[11] 「財」

一点増画した字形、隋唐には頻出の俗字体。孟郁脩堯廟碑（126年）には、終画に点を増画した、ほぼ同形のものが見られる。また近年出土の『流沙墜簡』などにも幾つか用例が有る（『漢魏六朝隋唐五代字形表』1442頁）。齊・比丘惠瓌造象（550～）などには「才」の「ノ」が横画化し、増画の点を残す字形を生んでいる。後世の日本旧鈔本には残らず、胆沢城跡漆紙文書にのみ残された用例か。また、奈良文化財研究所の木簡データベースを検索しても日本出土の木簡にはこの例を見ない。祖本が隋唐期の字形を留めている例としてよいであろう。

[12] 「給」

胆沢城跡「給」字を脱す。

〈孝平章七〉

子曰故自天子以下^[13]于^[14]庶人

故者故上陳孝五章之義^[15] [也]^[16]

[13] 「下」

胆沢城跡出土第26号文書では通行の「下」字を用いている。他に通行の「下」に作

るのは、猿投本、三千院本、弘安本と早期旧抄本いずれも通行字体を使用している。猿投本をはじめとする早期三種はいずれも「上」「下」字の古文を混用するが、その混用スタイルは、奈良時代において既に始まっていたことが、胆沢城跡出土第26号文書で確認できた。さらに、この出土漆紙文書が習書ではなく、奈良時代の写経に似た謹厳な伝写の姿勢からすると、古文混用は中国伝来の粗本からの忠実な伝写であり、隋唐期の古文孝経の姿でもあった可能性が高い。清原頼業の隸古字を今字、通行字へ改訂した、仁治年間(1241年ごろ)以前のテキストとして、漆紙文書『古文孝経孔氏伝』の面貌は、書様、書体、字形を含め、隋唐テキスト復原の文字情報を持つものとして貴重である。

[14] 胆沢城跡出第26号文書の字形は、猿投本と同じ字形で、北齊から隋代にかけて盛んに使用された。

[15] 今、猿投本、三千院本に従う。太宰本は「誼」に改める。

[16] 胆沢城跡出土文書はこの部分を欠く。太宰本は「也」字無し。『胆沢城跡——昭和五十八年度発掘調査概報一』(37頁および図版16、18)の該当部分からみると弘安本、仁治本にある「也」字は無いようであり、今、猿投本、三千院本に従い、太宰本の校訂を是とする。

[17][18][19]
孝亡終始而患不及者未之有也

躬行孝道尊卑一揆人子之道所以常也必有終始然後乃善其不能終始者必及患禍矣故
為君而患為父而慈為臣而忠為子而順此四者人之大節也(20)大節在身雖有小過不為不孝為
君而虐為父而暴為臣而不忠為子而不順此四者人之大失也(21)大失在身雖有小善不得為孝上
章既品其為孝之道此又總說某無終始之咎所以勉人為高行(22)(也)(23)(24)

[17] 「亡」

胆沢城跡、三千院本、太宰本同じ。猿投本「卍」に作る。猿投本の字形は、敦煌文献に類出の異体字。

[18] 「終」

猿投本、三千院本、弘安本皆同じ。この字形は「終」字の古文とされる。『説文解字』

にこの祖形となる書体があり、碧落碑（603）にもこの近似形が有ることから、唐代には「終」字の古文としての意識はあった。日本の旧抄本『古文尚書』にも使用され、小林信明『古文尚書の研究』（92頁、大修館書店、昭和三十四年）には同系の十四、五種の異体字を輯録している。胆沢城跡出土漆紙文書『古文孝経孔氏伝』の出土から、『古文孝経』中の隸古字の日本での偽造説は消え、劉炫再編集本当時から、つまり隋代テキストのから隸古字の使用があったことが証明された。

[19] 「始」

猿投本、三千院本、弘安本皆同じ。胆沢城遺跡出土の漆紙文書の『古文孝経孔氏伝』はこの章の一部を存し隸古字の使用が確認できる。[18]の「終」字同様現存で最古の『古文孝経』から隸古字を使用していたことが確認される。胆沢城遺跡出土の漆紙文書がおおよそ奈良時代中期、760年ごろから、860年を下限とする間に書写されていたものとされる。日本旧抄本の「始」の隸古字とされ、篆書体に基づくとするが、篆書でこの形に作るものは見当たらない。碑誌類では、隋・王弘墓誌にほぼ近い形がある。この王弘墓誌の字形は、『龍龕手鑑』に「始」字の古文とし、「始」字の祖形としている。さらに『玉篇』では、胆沢城跡出土漆紙文書はじめ、日本旧抄本の字形と同形のものを収載し「今作始」と「始」の古体扱いをしている。徐在国氏は『隸定古文疏証』で、字形の淵源を黄錫全氏の所説に従い、頌鼎、班簋などに淵源が有るとする説に従い、さらに郭店楚簡を用いて「始」字形の起源を説く。この胆沢城跡出土漆紙文書の使用例が、日本での隸定古文の偽造でなく、中国伝来当初からの使用であったことをが確定された貴重な用例である。

[20] 「也」

猿投本、太宰本「也」字無し、三千院本圈点を打ち「也」字を補記する。ここに「也」字が有ったテキストと無いテキストが併存したことを窺わせる。胆沢城跡出土文書は報告書書齋の図版はこの部分は残闕であるが、字間と残存から判断するに人の「右扞い」を人に当てれば、「揆人子之道」で「也」字が無かった可能性が高い。

[21] 「禍」

「過」を「過」に作る。

[22] 「恵」

胆沢城跡出土文書は「恵」字に作、三千院本、猿投本、弘安本は通行の「恵」に作

る。胆沢城跡のものは各種データベースにこの異体字はなく、墨部の欠損か剥落が原因で赤外線写真に映らなかったものか。則天文字「𠄎」(臣)と見て下句の「為臣而忠」の残存とすることは出来ないか、後考を俟つ。

[23] 「節」竹冠を草冠に作るのは、猿投本同じ。胆沢城跡出土文書は、繰り返し記号を用いていることから、「也」字を脱している。いま諸本に従う。三千院本は「節」に作る。「竹」を「艸」に作るのは、『干祿字書』で俗字として採録されており、胆沢城跡漆紙文書、猿投本のもの、敦煌文書にも頻出する字形。出現も蔡忠霖氏に依れば、西暦(265~581)から現れ、以降、頻出の俗字体である。碑誌類でも北魏・王翊墓誌など北魏の墓誌銘の多くはほとんどこの字体に作る。

[24] 「也」多賀城跡遺跡文書は「也」字無し。猿投本、三千院本、弘安本、太宰本「也」字有り。日本旧抄本が注末に「也」字、「矣」字を無用に加えていることが楊宇敬『日本訪書志』(遼寧教育出版社、p.26)などで指摘するところであるが、奈良期には未だこの風習が起きていなかった例に挙げられるかもしれない。

(三才章八)

曾子曰^[1]甚才孝之大也

曾子聞孝為徳本而化所由生自天子達庶人焉行者遇福不用者蒙患然後乃知孝之為甚大也

[1] 才

猿投本、三千院本同じ。この二字の音通の例は白於藍『戦国秦漢簡帛古書通假字彙纂』を検すれば、無数に用例が挙げられる。この「才」字を「哉」の音通仮借と見ずに古字と意識するのは、『集韻』に「哉古作才」とするのが早い例で、却って時代が下る。多賀城跡漆紙文書が出土し、中国の隋代『古文孝経』もここ「才」字に作っていたことはほぼ確定した。

子曰夫孝天之経也^[2]地之誼也民之行也

経常也誼宜也行所由○也亦皆謂常也夫天有常節地有常宜人有常行一設而不変此謂三常

也孝其本矣兼而統之則人君之道也分而殊之則人臣之事也君失其道無以有其国^[3]臣失其道無以有其位故上之畜下不妄下之事上^[4]不虛孝之致也

〔2〕「之」

多賀城跡、猿投本、三千院本、弘安本同じ。さらに下句の「天地之経」の「之」も皆な「𠄎」に作る。現存の旧鈔本『古文孝経』は各章出現の「之」字を古字に作ったり、「之」を混交している。この字を古字に作るのが中国から日本に伝来した当初の姿を留めるものか、日本に入ってからの変更か、今まで十二世紀以降の旧鈔本に依拠して論ずるしかなかった。多賀城跡漆紙文書出土により、この古字とされる「之」字が七世紀後半から八六〇年ごろの『古文孝経』経文に使用されていることが証明された。

〔3〕「臣」

猿投本、弘安本同じ。三千院本通行の「臣」に作る。多賀城、猿投本等に見られる字形は、敦煌俗字譜にも収められ、日本でも「東大寺献物帳大小王真蹟帳」(758)に見える藤原仲麻呂の署名「藤原朝臣」にも見られ、各時代通行していた。

〔4〕「虚」

多賀城跡、猿投本、弘安本、太宰本、同じ。三千院本、本文は「空」字とし、「虚」字を傍記す。

〔5〕 〔6〕
天地之経而民是則之也

是是此誼也則法也治而安百姓人君之則也訓護家事父母之則也諍諫死節臣下之則也尽力善養子婦之則也人君不易其則故百姓悦焉父母不易其則故家事修焉臣下不易其則故主無愆焉子婦不易其則故親養具焉斯皆法天地之常道也是故用則者安不用則者危也

〔5〕「経」

多賀城跡「経」に作り、蔡忠霖氏によれば「𠄎」に作るのは、西暦705～781ごろに盛行した俗字形。伝来祖本の年代を示すかもしれない。

〔6〕「民」



図6 「民」字の異体字使用例

多賀城跡、三千院本、弘安本ほぼ同じ。ここは通行の猿投本「民」字に作る。多賀城跡漆紙文書や三千院本のように「民」字を「巳+メ」に作るのは、乾隆年間の出土前秦・広武昌軍碑（368）がほぼ同じ字体、「巳」を傍にして「人」を添えるものに唐の王爽墓誌（745）がある。日本の旧鈔本『古文尚書』もこの字形を用いることが、小林信明『古文尚書の研究』（p.127）に拠れば、九條本、鳴沙石室本等にあるという。こうしてみると、「民」字の隸定古字とされてきたこの字は、晋～唐の俗字を隸定古字としたものではないかと考えられる。ただそれが、王肅学派の『古文孝経孔氏伝』の偽作（林秀一氏）当初からの古字意識での異体字使用か、隋～唐代の俗字異体字使用したテキストに使われたものか、二つの可能性がある。いずれにしろ、日本伝来時には、この「𠃉」「𠃊」字を使用した経文であったことはほぼ言えるであろう。

このほか『古文孝経』では、唐李世民（在位626～）の諱を避けた缺筆「𠃉」「𠃊」の字体も使用されるが、この混用の原因については、小助川貞次「敦煌漢文文献（漢籍）の性格と漢字字体」（『漢字字体史研究』石塚晴通編、勉誠出版、2012、pp.151-172）に詳しい。

4 おわりに

本論考では、日本出土の木簡や漆紙文書を利用し『論語』、『古文孝経孔氏伝』の隋唐テキストの復原の試みを企図して、まずは校勘記を作成し、簡単な校語を付した。今次、平川南氏、多田香織氏はじめとする先行論文の成果を十分に吸収できず、私自身、今回新たに加える結論を得たか甚だ心許ないことを自覚している。いずれ稿を改め、木簡『論語』の字体から見た研究を進めてゆきたいと思っている。

本論考を結ぶにあたって、日本出土の漆紙文書並びに木簡『論語』と漆紙文書『古文孝経孔氏伝』を通じた隋唐儒教経典テキスト復原の可能性について論じてみたい。

まず『論語』については、敦煌文献『論語』のような質と量がなく、日本での木簡

『論語』書写の目的が習書目的であるため、従来の刊本テキストを変更するのに必要な情報が未だ得られていないというのが現在の状況である。今後は韓国、鳳凰洞、桂陽山城から木簡・觚で出土している『論語』テキストの字体・字形といった漢字情報を含む比較研究により新たな知見が得られる可能性が高い。ただ日本の出土木簡だけでも、当時の『論語』のテキストは、何晏の『論語集解』が奈良時代から優勢であったことは確認できる。また日本出土木簡『論語』が、習書の際に手本としたのは『論語集解』の単経本であった可能性が高いことが予想される。その習書の際の手本が、紙本であったか木簡類であったか、また全本であったか節略本であったのか、現在の出土状況では不明である。『論語』本文のみ記された単経本は、紙→木簡、木簡→木簡の二通りの習書形態の可能性が残されている。

一方、漆紙文書にのみ何晏の注釈部分を含んだ『論語集解』が出土していること、『孝経』も孔安国の注釈とされる『古文孝経孔氏伝』は漆紙文書での出土であることを勘案すれば、何晏の注釈を含んだ『論語集解』のように大部なものは、紙本に書かれたテキストであったことが予想される。

『古文孝経孔氏伝』について復原の可能性を述べれば、現在のところ日本では木簡類での出土報告は為されていないが、律令体制の整備の中で、『論語』と『孝経』がとりわけ重要視されていたことから考えると、今後の出土に期待が寄せられる。少なくとも、本論考で述べたごとく、漆紙文書『古文孝経孔氏伝』の出土により、日本の伝わる旧抄本『古文孝経孔氏伝』が、隋唐テキストの面貌を留めるもので、今後日本旧抄本の『古文孝経孔氏伝』に伝わる経文と孔安国の伝とされる注釈を再検討することで隋唐時代のテキストを復原することが可能となろう。この分野での先行業績として、すでに阿部隆一氏が精密な校勘記を遺され⁽¹⁸⁾、林秀一氏が劉炫の『孝経述議』を可能な限り復原したテキストが残されている⁽¹⁹⁾。そして漆紙文書の出土によって、太宰春台の校訂が時に武断に過ぎ、必ずしも隋唐の『古文孝経孔氏伝』本来のテキストの姿といえないことを本論考でも見てきたところである。今後は、太宰本を一度傍らに置き、阿部氏、林氏の業績を受け継ぎ再度、日本の旧抄本を利用し、隋唐時期のテキストを確定する作業を行う必要がある。その際、注意したいのは清原教隆点本が隸古定字や俗字が校字・整理されたテキストであり、校訂されたテキストと見れば当時の最善なものであるが、奈良～平安時代の日本に伝来していた『古文孝経孔氏伝』テキストを復原するにはある意味、漢字文字情報が減少したテキストでもある。今後は三千院本の左右の行間に注記された異体字や古文や早期旧抄本の字体を文字情報として肯定的にとらえ、精確な隋唐時代の断代テキストの確定作業を進める必要がある。この断代テキストの確定の後には、研究領域として、『古文孝経』テキストの真

偽問題、孔宅壁中から出現した当初からの偽作説、「孔安国伝」の王肅偽作説、劉炫偽作説、中国に残された『古文孝経』の別系統テキストである范祖禹本や司馬光本との関係等々、喧しい経学上諸問題が控えている。隋唐時代『古文孝経孔氏伝』テキストの確定は其の諸問題の解決に大きく寄与するものと思われる。

注

- (1) 胡平生「平壤貞柏洞『論語』簡“孔子訊之”釈」（『胡平生簡牘文物論考』、pp.260-263、中西書局、2012年）
- (2) 王素「吐魯番新出高昌郡文書の年代区分とその研究—『新獲吐魯番出土文獻』を中心として」（土肥義和編『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究 修訂版』所収、31頁、汲古書院、2013年）
- (3) 金谷治編著『唐抄本 鄭氏注論語集成』（平凡社、399頁、昭和53年）
- (4) 陳暉政『論語異文集釈』（喜新水泥公司文化基金会、民国57年）
- (5) 橋本繁氏の「金海出土『論語』木簡について」、「古代朝鮮における『論語』受容再論」（いずれも『韓国の出土木簡の世界』〔雄山閣、平成19年〕所収）また本論考でも援用している書体・字形からの考察に参考となるものとして、孫煥一氏の「咸安城山山城出土木簡の書体に対する考察」（pp.380-389、『韓国の古代木簡』国立冒源文化財研究所、2004、380-389頁）が秀逸で、今後、筆者の研究も朝鮮を経由した祖本伝来を想定した場合、大変参考になる論考である。
この他に、木簡・觚の法量から日中韓の『論語』木簡類を比較した尹在碩氏の「韓国・中国・日本出土の論語比較」（『東洋史研究』第114輯、pp.1-80、2011年）が大変参考になった。
- (6) 三上喜孝『日本古代の文字と地方社会』（56頁、吉川弘文館、2013年）
- (7) 新井重行「習書・落書の世界」（『文字と古代日本 5文字表現の獲得』吉川弘文館、2006年）
- (8) 多田香織「観音寺遺跡出土『論語』木簡の位相——觚・『論語』文字」（徳島県埋蔵文化財センター『観音寺遺跡Ⅰ』徳島県埋蔵文化財研究会、2002年）
- (9) 陸徳明『經典釈文』序録（14頁、漢京文化事業公司、民国69年）
- (10) 『隋書』経籍志（1459頁、中国歴代経籍典⑤、江蘇広陵古籍刻印社、1993年）
- (11) 平川南『漆紙文書の研究』（255頁、吉川弘文館、平成元年）
- (12) 東野治之「美努岡万墓誌の述作——『古文孝経』と『論語』の利用をめぐる——」（『日本古代木簡の研究』pp.213-230、塙書房、昭和58年）
- (13) 『四庫全書総目提要』（経部五、孝経・五経類、7頁、汲古書院、昭和57年）
- (14) 『十三経注疏』8、5525頁、中文出版社、1979年）
- (15) 代表的なものに、舒大剛主編『儒学文献通論』中冊、第十一章《孝経》学文献、1247-48頁「(2) 日伝《孔伝》的面貌」（福建人民出版社、2012年）
- (16) 「日本《古文孝経》孔伝の真偽問題——経学上一件積案的清理」（『胡平生簡牘文物論稿』507頁-520頁、中西書局、201年）および『孝経訳注』（中華書局、1996）
- (17) 漆紙文書『古文孝経孔氏伝』を用いた校勘や考察には次のような先行論文がある。
 - 1 藪徳裕「奥州胆沢城跡出土漆紙文書『古文孝経孔氏伝』の伝来について」（『から船往来—日本を育てたひと・ふね・まち・こころ—』245-265頁、東アジア地域間交流研究会編、中国書店、2009）
 - 2 西崎亨「『古文孝経』断簡——胆沢城跡および山王遺跡出土漆紙文書——」（『鳴尾説林国文学研究誌』36-42頁、狂牧会、2012）

上記、1、2は元々の写巻の復原を試み、太字純校訂本と文字の異同や誤写の指摘、写巻の原姿（一行の文字数）などを推定している。

筆者も日本旧抄本、漆紙文書の『古文孝経』テキストに使用されている隸古字や隋唐の俗字、異体字使用について論じてみたことがある。

- 3 「再考証旧抄本《古文孝経》中の“古文”性——通過分析日本東北地区出土漆紙文書《古文孝経》」（『漢字研究』第7輯、pp. 183-198、慶星大学校韓国漢字研究所、2012年）
- 4 「伝錦小路本『古文孝経』隸定古文並異体字疏証（1）、（2）、（3）——字形からみた鈔写の伝承性の検討——」（『九州産業大学国際文化学部紀要』第53号、第54号、第56号）
- 5 「復原隋唐時期《古文孝経》的可能性——通過分析日本出土的漆紙文書和古抄本」（『第五届世界儒学大会學術論文集』、pp.321-330、文化芸術出版社、2013年）

3は、漆紙文書に現れる隸古字の性質を論じ、古来「古文」とされるものには、隋唐時代の異体字も含まれることを論じたもの。4の連作は、奈良時代の漆紙文書『古文孝経孔氏伝』や鎌倉時代の日本早期三種抄本『古文孝経孔氏伝』の異体字俗字が、近世初頭の伝錦小路本『古文孝経孔氏伝』にまで伝写されていることを考証したもので、今回の校勘記の予備的作業に位置づけられる。

5は、異体字・俗字の出現時期・盛行時期等を通じて伝来祖本の年代を推定した試論。

- (18) 阿部隆一「古文孝経旧鈔本の研究（資料編）」（『斯道文庫論集』、慶應義塾大学付属研究所斯道文庫、第6輯、1頁-1060頁）
- (19) 林秀一『孝経述議復原に関する研究』（文求堂書店、昭和28年）

附記：本論文は、科研費「漆紙文書を利用した漢代から唐初期における『論語』の変容に関する文献学的研究」（挑戦的萌芽研究 課題番号：23652007 研究代表者：藪敏裕）の研究成果の一部である。